

平成 29 年度 第 4 回 宇治市子ども・子育て会議 会議録

< 日 時 > 平成 29 年 12 月 23 日 (土) 14:00 ~ 16 : 00

< 場 所 > 宇治市役所 8 階 大会議室

< 出席者 > (委員 : 20 人出席 / 23 人中)

安藤会長、迫副会長、大西委員、岡本委員、小野委員、後藤委員、小林委員、篠原委員、谷安委員、橋口委員、吉井委員、稲吉委員、上西委員、岸委員、弓指委員、杉本委員、松井 (明) 委員、浅妻委員、松井 (敏) 委員、宮崎委員

(事務局 : 18 人)

教育部 伊賀教育部長兼副部長、
藤原教育部参事兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長、
縄手教育総務課長、富治林学校教育課長、金久一貫教育課長、
福山教育支援課長

福祉子ども部 星川福祉子ども部長、澤田福祉子ども部副部長兼地域福祉課長、
上道保育支援課長、田中保健推進課長、北尾子ども福祉課長、
馬場保育支援課副課長、雲丹亀子ども福祉課副課長、
山森子ども福祉課主幹、野口保育支援課計画係長、
平山保育支援課保育支援係長、岡部子ども福祉課子育て企画係長、
西村子ども福祉課子育て企画係主任

(傍聴者) 2 人

< 会議内容 >

1 開会

【会 長】定刻になりましたので、会議を開会します。なお、本日の会議は「宇治市子ども・子育て会議の会議の公開に関する要項」に基づいて公開としています。

- ・事務局より、会議の成立確認報告及び配付資料の確認

2 議事

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

- ・事務局より、資料 1 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について」に基づき説明が行われた。

【委 員】全体的な保育所等の待機児童の状況を教えてください。

【事務局】平成 29 年 12 月 1 日現在で、保育所等の入所を申請したが保育所等に入所できない児童数、

いわゆる国定義前の待機児童数は 247 名となっています。そのうち、小規模保育事業や家庭的保育事業を利用されている方を除きますと 138 名で、厚生労働省による待機児童の考え方、いわゆる国定義後の待機児童数は 101 名となっています。

【委員】来年度の保育所申込の状況についてはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】来年の 4 月に向けて保育所の入所申込については、一斉入所の申込として 12 月 1 日から 14 日まで受付を行いました。新生児や転入者については今後も入所を受付するため、来年度の入所調整はもう少し後になる予定です。

【委員】保育所の待機児童の状況は、3号認定と2号認定でどのような割合になっていますか。

【事務局】待機児童の国定義前の人数は 247 名とお答えしましたが、その内訳はほとんどが 3号認定で 238 名となっており、2号認定は 9 名となっています。待機児童の国定義後の人数 101 名の内訳は、3号認定が 99 名、2号認定が 2 名となっています。

(2) 平成 28 年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について・事務局より、資料 2 平成 28 年度「宇治市子ども・子育て支援事業計画の内部評価結果に対する各委員からのご意見等について、資料 3 平成 28 年度「宇治市子ども・子育て支援事業計画具体的施策評価シート（修正分）」に基づき説明が行われた。

【委員】資料 2 の意見 1 について、私は宇治市の子育て支援拠点の委託を受けて活動していますが、現状を皆さんに知ってもらいたいと思います。宇治市内には、地域子育て支援拠点が 8 か所あります。この拠点では、地域における子育て親子の交流や子育ての不安感を緩和して、子どもの健やかな育ちを支援しています。現在、8 か所の拠点があり、6 か所が宇治市から委託を受けて運営しています。社会福祉法人が運営している拠点は「子育て支援センター」という名称で運営しており、NPO 法人が運営している拠点は「つどいのひろば」など、各々の名称で運営しています。事業としては国の制度としては同じものですが、市の実施する乳幼児相談は社会福祉法人の運営する拠点では実施されますが、NPO 法人の運営する拠点では実施されません。このように社会福祉法人が運営している拠点と NPO 法人が運営する拠点では取扱いに差があることがあります。設置された順番や時期が違いますが、中学校区に 1 つ設置されている状況を考えると、平等に取り扱っていただく方が、より多くの方に地域子育て支援拠点について知ってもらえると思います。

【事務局】本市での子育て支援センターの経過を申し上げますと、以前は「地域子育て支援拠点事業」の中に、「ひろば型」や「センター型」といった区分があり、宇治市では小倉双葉園保育所に初めて「センター型」の子育て支援センターを開設しました。その後、東西南北の 4 つのエリアに子育て支援センターを整備することとなり、その整備中に JR 宇治駅前に「ゆめり

あうじ」が出来たことで、「ゆめりあうじ」に宇治市地域子育て支援基幹センターを開設し、小倉双葉園保育所の子育て支援センターを西部子育て支援センターと改称しました。こうした経過を踏まえ、基幹センターと東西南北の子育て支援センター計5か所が整備されました。その後、中学校区に1か所ずつ、地域子育て支援拠点を開設していくことになり、その過程でNPO法人に委託するなど行いながら、現在では8か所の地域子育て支援拠点を設置しています。現在、宇治市内には公立中学校が10校ありますので、あと2つの中学校区で地域子育て支援拠点が未開設となっていますが、この校区についても順次、開設に向けて取り組んでいきたいと思ひます。すべての中学校区に子育て支援拠点が整備された時期になるかどうかは未定ですが、各拠点の名称の違いにより保護者の混乱を招かないよう整理していきたいと考えています。広報やお知らせについても同様に、差異のない取組にしていくなど、一つずつ課題の解決に取り組んでいきたいと思ひます。

(3) 保育所等入所に係る選考基準の導入について

・事務局より、資料4「保育所等入所に係る選考基準の導入について」に基づき説明が行われた。

【委員】選考基準の導入に反対するものではありません。ただ、担当課でも承知していることとは思ひますが、例えば保護者の疾病や児童の発達といった問題は公開できないことが多いと考えます。このような点については十分な配慮をお願いします。昨今、情報公開を求める傾向がありますが、どうしても公表できない内容もあるということを理解しておく必要があると思ひます。

【事務局】事務局としても同じ認識を持っています。特に配慮を要する児童については、どのような選考基準においても、個々の事情を反映させていくのは難しい課題であると考えています。今後、他の自治体の状況や子ども・子育て会議の委員のご意見も参考にしながら、選考基準を検討していきたいと考えています。

【委員】最近、フェイスブック等のSNSにおいても、保育所の入所選考基準を話題にした記事が出ていますので、このような情報なども確認していただきたいと思ひます。また、選考基準を公開されている自治体の特徴などはあるのでしょうか。

【事務局】選考基準を公開している自治体は、都市部など人口の多い自治体が多いように思ひます。やはり入所保留通知が送られてきた保護者としては、どのような理由で入所できなかったのかということに気がされる方が多いということで、公開に踏み切られていると聞いています。

【会長】自分で試算できるように公開している自治体もあります。先行している自治体の事例を参考にしながら、情報提供していただきたいと思ひます。

3 意見交換（グループワーク）

4 その他

- ・事務局より、次回会議の日程調整について説明が行われた。

5 閉会